

公益社団法人整体協会

代議員選挙に関する規則

(目的)

第 1 条 本規則は、公益社団法人整体協会（以下、「当協会」という。）定款第11条に基づき、代議員の選出に関する事項について定める。

(選出方法)

第 2 条 代議員の選出は、満20歳以上の普通会員の中より選挙によって行う。

(選出区域)

第 3 条 選挙は、全国を次の区域に分けて行う。

- (1) 東日本地区：北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (2) 関東 地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県
- (3) 東京 地区：東京都
- (4) 中日本地区：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、三重県
- (5) 西日本地区：和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (6) 九州 地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(選挙権及び被選挙権)

第 4 条 選挙権は、選挙の行われる年の別に定める日現在の普通会員で満20歳以上の会員に限りこれを有する。

2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前項の会員で、当協会の普通会員50名の推薦人の署名があること。

3 選挙人及び被選挙人の所属地区別は、選挙の行われる年の別に定める日現在の会員台帳に記載された機関誌送付先または、当協会の指導資格保有者（以下、「資格保有者」という。）が指導を行う指導室の所在地とする。

(代議員定数)

第 5 条 代議員定数は、定款第11条第2項により概ね500名の中から1名の割合をもって、これを各地区の普通会員数に按分比例して割当てて。その算定は、第7条に定める選挙管理委員会において行い、同委員会の割当てた各地区の代議員数の合計数をもって代議員定数とする。

(代議員の任期)

第 6 条 代議員の任期は、定款第13条により、4年とする。

(選挙管理委員会)

第 7 条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

2 委員会委員（以下、「委員」という）は、会長が理事会の議を経て、普通会員の中から地区毎に1名（合計6名）ずつ委嘱する。

3 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。

4 委員の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員会の運営に関して、必要な事項は別に定める。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第 8 条 選挙に関する公示は、選挙の行われる年の別に定める日までに行わなければならない。

2 委員会は、選挙の行われる年の別に定める日現在における有権者名簿を別に定める日まで当協会ホームページ（以下、「協会HP」という）で公示し、本部事務局に備え置かなければならない。

3 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めたときは、選挙の行われる年の別に定める日まで、委員会に異議の申し立てをすることができる。

4 委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを協会HPに公示し、本部事務局に備え置かなければならない。

(立候補の届け出及び辞退)

第 9 条 立候補しようとする者は、選挙の行われる年の別に定める日まで、所信表明書などを添えた文書により委員長に届け出をし、供託金10万円の払込保管証明を添付しなければならない。

2 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる年の別に定める日まで、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員長に提出しなければならない。

(公示)

第 10 条 委員会は、地区毎に候補者の名簿及び所信表明書などをまとめ、選挙の行われる年の別に定める日まで、協会HPに公示しなければならない。

(選挙期日)

第 11 条 選挙期日は、別に定める日とする。

(投票)

第 12 条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選び、その氏名を予め委員会が定めた投票用紙に自ら記載して、これを委員会宛に投票期日までに到着するよう送付しなければならない。

2 投票は、無記名投票とする。

(開票)

第 13 条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、会員の中より開票立会人若干名を指名する。

2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第 14 条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の投票は各号に記載されたように処理する。

(1) 第11条第1項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項のすべてを無効とする。

(2) 投票用紙の記載が不明確なものは無効とする。ただし、明らかに特定の候補を指すことが認定された場合は有効とする。

(当選人の決定)

第 15 条 当選人の決定にあたっては、第3条及び第5条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とする。

- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。
- 3 候補者数が代議員定数を超えない地区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、欠員は補充しない。
- 4 当選人が決定したときには、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに協会HPに選挙結果を公示しなければならない。

(異議の申し立て)

第 16 条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より14 日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第 17 条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長が報告する。

- 2 選挙の無効が決定された地区では、それぞれの当該地区において再選挙を行う。

(補欠選挙)

第 18 条 代議員数の減少等により理事会が特に必要と認めた場合には、補欠選挙を実施しなければならない。

- 2 前項補欠選挙は本選挙に準ずることとする。

(規則の改廃等)

第 19 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において承認する。

附 則

本規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

公益社団法人整体協会

代議員選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、公益社団法人整体協会（以下、「当協会」という。）代議員選挙に関する規則（以下、「規則」という。）に基づき、代議員選挙について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 規則第7条第5項に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の運営に関して必要な事項を次のように定める。

(1) 本協会の役員及び代議員候補者は、委員会委員（以下、「委員」という）に就任することができない。

(2) 委員が普通会员の資格を失ったときは、理事長はその委員を罷免する。

(3) 委員長は、委員を代表し事務を総理する。ただし、委員長に事故あるときは、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行委員を決定する。

(4) 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(5) 全ての議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(立候補届け)

第3条 規則第9条第1項本文中の「文書」には、次の要件が具備されていることを要する。

(1) 立候補の意志と代議員としての所信表明が明示されていること。

(2) 立候補を支持する普通会员50名の推薦人の署名があること。

(3) その他、所信表明書にある履歴や協会活動に関する事項など、本選挙に関する規定上の要件が具備されていること。

(投票)

第4条 規則第12条に規定する投票に関して必要な事項を次のとおり定める。

(1) 委員会は、選挙に関する規定により、事前に投票要領（様式を含む）などに具体的な手続きを定め、規則第4条第3項に定められた会員の宛先に通知（投票依頼）する。

(2) 投票は、地区毎の代議員定数に基づき、連記式とする。

(3) 投票用紙の送付先は、本協会事務局とする。

(4) 送付された投票用紙は、委員長の指示に基づき、事務局において専用の保管庫にて厳重に保管する。

(開票立会人)

第5条 規則第13条第1項中「若干名」とあるのは、少なくとも3名以上とし、指名にあたっては、公正性が保てるよう特に配慮がなされなければならない。

(選挙事務)

第6条 選挙に関する事務（規則第7条第1項の事務を除く）は、本協会事務局において行う。

(選挙日程)

第7条 規則第4条第1項（有権者の基準期日）、第3項（普通会员台帳の所属地区基準期日）及び第8条第2項前段（有権者名簿の基準日）の別に定める日は、1月1日とする。

- 2 規則第8条第1項（選挙公示期日）及び第2 項後段（有権者名簿の公示期日）の別に定める日は、1月5日とする。
- 3 規則第8条第3項（異議申立期日）の別に定める日は、1月20日とする。
- 4 規則第9条第1項（立候補届出期日）の別に定める日は、1月25日とする。
- 5 規則第9条第2項（立候補辞退届提出期日）の別に定める日は、2月10日とする。
- 6 規則第10条（候補者名簿等公示期日）の別に定める日は、2月15日とする。
- 7 規則第11条（選挙期日）の別に定める日は、2月28 日とする。

（内規の改廃）

第8 条 本内規の改廃は、理事会の議を経て定める。

附 則

代議員選挙の実施に関する申し合わせ

1. 本申し合わせは、代議員選挙に関する規則及び内規に基づき、代議員選挙の実施方法について定めるものである。
2. 代議員定数は、各地区の普通会員数に基づき比例配分し、小数点第1位以下を四捨五入した合計数とする。
3. 選挙権について
 - （1）新入会者または退会者の扱いは、下記のとおりとする。
 - 1）新入会者の選挙権は、選挙が行われる前年の12月28日までに本部事務局に会費を納入することによって生じる。
 - 2）選挙が行われる前年の12月31日までに退会した場合は選挙権を喪失する。
 - 3）選挙が行われる年の1月1日以降、投票用紙の送付までに退会届が出された場合には、投票用紙を送付しない。ただし、投票用紙の送付以降に退会届が出された場合には、これを回収しない。
4. 被選挙権について
 - （1）被選挙人は、下記の条件を満たしていなければならない。
 - 1）本協会の発展に寄与する意志があること
 - 2）普通会員50名の推薦人の署名があること。
 - 3）供託金10万円の払込保管証明を提出すること
 - （2）立候補者は、別に定める立候補届、所信表明書に必要事項を記入・署名し、原本を協会事務局宛に簡易書留で、期日の17 時までに必着するように郵送する。
 - （3）立候補資格を満たさない場合または届出書類等に不備があった場合の扱いは、選挙管理委員会の審議に委ねる。
5. 公示方法について
 - （1）選挙の公示は、本協会ホームページ（以下、「協会HP」とする）に掲載するほか、本部事務局に備え置く。
 - （2）有権者名簿は、全地区別に氏名のみ掲載する。（同姓同名の場合も特別な識別情報は記載しない。）
 - （3）異議申立を反映した有権者名簿は、協会HP で公開するほか、本部事務局に備え置かなければならない。

- (4) 立候補届、所信表明、辞退届等の各書類は、原則として協会事務局に備え置く。
- (5) 全地区の立候補者名簿は、協会HPで公開するほか、本部事務局に備え置かなければならない。
- (6) 被選挙人名簿は、当該地区立候補者の氏名、推薦者名、所信表明を記載し、各地区の投票用紙等と共に同地区の全選挙人に郵送する。
- (7) 選挙結果は、協会HPで公開する。

6. 選挙の運営について

- (1) 選挙に関する問い合わせは、協会事務局の専用メールまたはFAX のみで受付け、選挙管理委員会で審議して回答する。
- (2) 立候補辞退届及び異議申立書の提出は、期日の17 時までに協会事務局に必着するように郵送する。
- (3) 投票用紙は、選挙管理委員会が定めたものを全選挙人に郵送するが、未達による再送は行わない。
- (4) 投票は、郵送された投票用紙と封筒を用い、期日の17 時までに協会事務局に必着するように郵送する。なお、期日を越えたものは無効とする。
- (5) 選挙活動は、特に禁止事項を設けないが、個人情報の保護などに十分配慮し、常識を逸脱することのないように留意しなければならない。

7. 開票作業について

- (1) 開票は、選挙期日の翌日（3月1日）以後速やかに、選挙管理委員会の責任において若干名の開票立会人のもとで行う。
- (2) 開封作業は、状況に応じてアルバイト職員を雇用して行うことができる。
- (3) 票の集計は、選挙管理委員および開票立会人のもとで行う。
- (4) 下記の投票は無効とする。

- 1) 定められた用紙を用いなかった場合
- 2) 所定事項以外のことを記載した場合

8. 当選人の決定について

開票結果に基づき、選挙管理委員会において当選人を定める。当選人に当選の旨を通知する。速やかに会員に選挙結果を告知する。